

介護保険サービス事業所等における事故発生時の報告等について

厚生労働省令（いわゆる指定基準）において、介護保険サービス事業者（以下、「事業者」という。）は、事業所等で事故が発生した場合、利用者の家族と市町村に報告等を行うことが定められている。

今回、事故発生時の報告等に関して、報告が必要な事故の対象、報告の手順及び様式、報告事項等の考え方を示し、事故の報告等が適切に行われるとともに、事故の再発防止と原因究明が効果的に行われるように周知するものである。

1 事業者の範囲

- （１） 介護保険施設
- （２） 居宅サービス事業者、介護予防サービス事業者及び各基準該当サービス事業者
- （３） 居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者及び各基準該当居宅介護支援事業者
- （４） 地域密着型サービス事業者及び地域密着型介護予防サービス事業者（以下地域密着型サービス事業者等。）という。）

2 報告の範囲(内容)

報告が必要な事故の種類（内容）は、事業所の過失の有無を問わず、次のとおりとする。

- （１） サービスの提供中における死亡事故及び怪我その他身体に影響のある重大な事故（送迎、通院やレクリエーション等での外出時の事故も含む。）
 - ・ 死亡事故については、全て報告する。
 - ・ 怪我等については、以下のいずれかの場合に報告する。
 - ② 医療機関へ通院（受診）又は入院し、医師の保険診療を要したもの
 - ② 今後の利用者の日常生活に影響を及ぼすと考えられるもの（継続的な処置等が必要な状態にある場合）
 - ③ その他重篤な事故
- （２） サービス提供中に利用者が所在不明となり警察や地域包括支援センター等の関係機関と連携が必要となったもの。
- （３） サービス提供中に利用者に異食、誤薬、与薬もれ、医療処置関連（チューブ類の抜去等）の事故が発生した場合。
- （４） 職員（従業者）の犯罪、法令違反又は不祥事等により利用者等の処遇に影響があるもの
- （５） 風水害及び地震、火災等の災害により、サービスの提供に影響するもの。
- （６） 食中毒、感染症及び結核等で病院や保健所等へ報告（届出）したもの等、若しくは傷病等で緊急性・重大性の高いもの。
- （７） 上記以外であっても、利用者及び利用者の家族との間でトラブルが生じている場合、

又は、トラブルの生じる可能性がある場合。

＊容態が急変し、救急搬送した場合の届出等

①救急搬送後、病気が原因と発覚した場合は報告の必要はない。事業所内においては日々の記録に残しておくこと。

3 報告の時期・手順

(1) 報告

【第1報】

- ① 事業者は、速やかに八幡浜市及び利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じること。
- ② 事業者は、報告が必要な事故等の発生後速やかに、遅くとも 5 日以内 を目安に電子メールにより報告を行う。緊急性・重大性の高い事故、あるいは事情により 5 日以内に報告書の提出が難しい場合については、直ちに電話等により報告を行い、その後電子メールにより報告を行う。

【第2報】【最終報告】

- ③ 事業者は、事故の解決が長期に及ぶ場合は適宜経過報告を行い、解決に至った時点で文書により結果等の報告を行う。

※第1報の時点で事故処理が終了している場合には第1報をもって最終報告とする。

(2) 愛媛県への報告

死亡事故、緊急性、重大性の高い事故及び利用者等との間でトラブルが発生又はその可能性があるものについて必要に応じて報告を行う。

(3) 関係市町村（保険者）への報告

報告の対象となる利用者が八幡浜市以外の被保険者である場合は、保険者である市町村に対しても報告を行う。

4 報告事項等

(1) 報告事項

報告が必要な事項は、(別紙) 事故報告書に定めるとおりとする。

※場合によってはより詳細な記録等の提出を依頼する場合があります。

※報告書に記載する際はできるだけ事故発生状況、経過、事故原因の分析、再発防止策など具体的に記入してください。

(2) 報告様式

市 HP に掲載している事故報告書で報告してください。

5 その他

事業者においては、事故発生時に迅速で適切な対応を行うための事故対応マニュアル等を作成し、職員（従業員）に周知徹底すること。また、発生した事故等について原因を解明し、同様の事故を未然に防ぐための対策を講じる。

事故及び事故後の状況について、確認等を求められた場合は、再度報告や説明をするなど協力すること。

6 報告先

事業者は、八幡浜市保健センター（介護認定係）へ報告するとともに、当該利用者等の保険者である市町村に報告する。また、必要に応じて愛媛県に報告する。